

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に
関する法律（平成三十年法律第八十九号）第 18 条第 1 項ただし書
の規定に基づく軽微な変更について

1. 軽微変更の届出があった日

令和 7 年 10 月 16 日

2. 主な変更内容

陸上送変電設備工事の時期

3. 軽微変更を行った公募占用計画の概要

別添のとおり